

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン ググルー プにおけ る処理方 針
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1	令和7年6月25日	令和7年7月18日		商業登記法51条1項は、管轄外本店移転をした場合には「新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由して行われなければならない」とする。しかし、同3項が新管轄登記所への申請書には受付状以外の交付書類が不要であることと規定するように、新管轄登記所で審査すべき事項はなく、形式的に登記事項と一致しているかを確認する手続に過ぎない。／そうすると、旧管轄登記所で審査して登記した事項を、新管轄登記所で確認して新たに登記簿を作成すればよく、申請人に2回の申請書を提出させるのは過剰な規制である。／登録免許税は、旧管轄登記所用の申請書にまとめて6万円分貼付できればよい。／どちらも国に納付する税である一	一から、不都合はない。／新管轄登記所用申請書の記載事項に意味がないことは法務局も認めている。H25民営11号通知で、申請書に記載する登記すべき事項が大幅に削減された。／支店所在地における登記制度が廃止される前兆として、支店所在地における登記の登記事項が大幅削減されたように、／支店以上を設けて登記情報システムを整備したのであれば、登記手続も簡便にするのが当然である。／また、会社法10条も「新所在地において1次の各号に掲げる会社の登記に付し当該各号に定める事項を登記しなければならない」とするのみで、その手続主体を当該会社とは規定していない。／新管轄登記所が旧管轄登記所からの通知によって登記しても、会社法には違反しない。／あとは、手続法の制度設計の問題であって、むしろ現行制度の、新管轄登記所用の申請書を旧管轄登記所から新管轄登記所へ送付させている手続が不合理である。／場の登記簿の再発行の手続を廃止しているに付、／支店以上を設けて全国システムを整備したにもかかわらず、このような手間と費用と環境負荷をかけて書類を送付する必要はない。／コメントメールで商法第7条も指摘しているように、登記情報システムで情報が一元化されているれば、管轄外移転でも登記簿を照会する必要はない(39規制改革48提案)。／両当事は「特定の登記所への事務の集中による事務の停滞を防止する等の観点から」という意味不明な理由を述べているように、現在の仕組みを合理的に説明することはできないだろう。／支店所在地における登記の登記事項を縮小し、その後に廃止したように、次は管轄外本店移転手続の合理化を進めるべきである。	商業登記 ゲンロン	法務省	本店を他の登記所の管轄区域内に移転する場合の新所在地における登記の申請は、旧所在地を管轄する登記所を経由し、かつ旧所在地における登記の申請と同時にしなければならないとされています。そのため、旧所在地を管轄する登記所においては、当該登記の申請に係る申請書及びその添付書類を却下事由がある場合を除き、新所在地を管轄する登記所に送付することになります。	商業登記法第51条第1項・第2項、第52条第2項	対応不可	商業登記法第14条の3に「登記の事務は、当事者の営業所の所在地を管轄する登記所がつかさどる」と規定されており、本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合には、旧本店と新本店が異なる登記所の管轄区域内に属することとなるので、新所在地を管轄する登記所において新たに登記記録を起こす必要があり、旧所在地を管轄する登記所の登記記録を照会する必要があります。また、登記は当事者の申請によってすることが原則です(商業登記法第14条)。そのため、申請人の便宜を考慮して、制度の現状のとおり、旧所在地を管轄する登記所から新所在地を管轄する登記所へ通知を行うとともに、新登記所における登記の申請書及びその添付書類を送付することとされているものであり、現在、オンラインによる申請の利用も進んでいます。申請において、書類が利用されているため、特定の登記所への事務の集中による事務の停滞を防止する等の観点から当該の対応は困難です。	
2	令和7年6月25日	令和7年7月18日	社会保険料のクレジットカード納付・コンビニ納付	国民年金法と同じように健康保険法・厚生年金保険法についても法令改正を行ってほしいです。	個人事業主から法人化した途端にクレジットカード納付・コンビニ納付ができなくなって困っています。	個人	厚生労働省	社会保険料のクレジットカード納付・コンビニ納付については行われておらず、納付方法は口座振替、金融機関の窓口、電子納付となっている。	なし	対応不可	クレジットカード納付については、納付情報が連携されるまでに7～8営業日必要であり、毎月年金機構にて行っている、月締めなどの業務が不可能になるため実現は困難です。 コンビニ納付等の電子決済には納付書にバーコードを印字する必要があるりますが、日本代理店納付サービス協会の定める標準料金で取扱いがドライヴにいて、30万円を超える納付書にはバーコード印字をしないよう求められています。 社会保険料等については、毎月の保険料額が30万円を超える事業者が大部分を占めるため、実現は困難です。	
3	令和7年6月25日	令和7年7月18日	LPG完備設備の合理化	頑丈な壁面バルクローリーからボンベ型自動車へのLPG完備を認める	LPG完備は必要な設備が多いので小規模では採算が取れません。拠点を集約すると緊急時に駆けつけることができず、さらに物流人手不足から配送に困難になっています。またオートガススタンドが敷かない地域も出ています。バルクローリーからボンベへ完備できれば問題は解決します。安全のためのコンクリート壁は必要かもしれませんが、現状よりは壁から拠点を増やせます。	個人	経済産業省	移動式製造設備(所謂、バルクローリー)からLPG自動車へのLPG燃料の充填は、液化石油ガス保安規則第9条第2項第1号イにより、路上や空き地などにおいて充填を行うことが免除であるため一律に禁止されており、充填は液化石油ガススタンド(所謂、オートガススタンド)で行っていただいております。 移動式製造設備から自動車(ガスボンベ)へ充填することは禁止しておりますが、災害の発生の際の学校や病院、住宅等の保安物件への被害を防ぐため、充填するときは同法に定める距離の確保は建屋が壊滅であるか否か、隣接の有無にかかわらず、必要です。 つきましては、移動式製造設備から自動車への充填時の安全性の確保の観点から、LPG自動車へのLPG燃料の充填については引き続き液化石油ガススタンドで行っていただくことが必要であり、移動式製造設備から自動車への充填については保安物件への距離の確保など液化石油ガス保安規則第9条第2項の基準に適合したうえで実施していただくことが必要と考えられます。	液化石油ガス保安規則第9条第2項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
4	令和7年6月25日	令和7年7月18日	医療機関の紙紹介状を用いない多職種連携	保険適用外の医療行為について、医療法人守衛義務が課されている医療者の業には紹介状の交付を交わさずとも診療情報の共有を可能とする。	メンタルヘルス異常や精神疾患、発達障害といった精神科領域の治療には薬物療法の他に、公認心理師との面接(カウンセリング)にておこなう心理療法が存在する。心理療法の保険適用は主治医の処方がある、かつ同じ医療機関内での実施にはほぼ限られている。しかし精神科医療機関内の公認心理師は患者数に比べて非常に少数であるため、医師が心理療法の処方を行うのは非常に困難で、患者が他機関に転院しない限り公認心理師が他機関に駆けつけ、医師のカウンセリング施設にて保険適用外の心理療法を受ける。しかしすでに医療機関に連絡した場合、公認心理師の機密法(守)により医療機関との連携が求められているため医療機関からの紹介状(診療情報提供書)の提出が必要となる(提出を求めない施設も存在するが、通常の医師にカウンセリングの許諾を得ることが必須となっている)。そうした国民の中には医師に相談することすら躊躇してしまふような状況である者も含まれ(2020年ごろまでの医療では医師から一方的な医療サービスを受けることが当たり前の前提だったため医師に相談するという概念が存在しない)国民も存在する。医師にすら説明した状態でカウンセリングを受けたいがそれが規制によって阻まれてしまふ側面も相談で医師側からの孤立を感じ、最終的に自死を選択する国民も少なくはないとみられる。	個人	厚生労働省	公認心理師と医師との連携については、公認心理師法第42条第2項において公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を受ける者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」と規定しています。本規定の趣旨としては、公認心理師が行う支援行為は、診療の補助を含む医療行為に当たらないものの、例えば、公認心理師の意図によるものかどうかにかかわらず、当該公認心理師が要支援者に対して、主治の医師の治療方針とは異なる支援行為を行うこと等によって、結果として要に、その治療方針と公認心理師の支援行為の両方の内視を要することになります。また、主治の医師からの指示を受けながら、公認心理師と主治の医師の勤務先が同一の医療機関でない場合であって、要支援者に主治の医師があることが確認できた場合は、公認心理師は要支援者の安全を確保する観点から、当該要支援者の状況に関する情報等を当該主治の医師に提供する場合、当該主治の医師と密接な連携を促し、その指示を受けるものとしております。その際、公認心理師は、要支援者に対し、当該主治の医師による診療の必要性等について丁寧に説明を行うものとされており、上記の趣旨によりそのように定められています。	公認心理師法第42条第2項	対応不可	制度の現状で記載した通り、公認心理師法第42条第2項の規定の趣旨としては、公認心理師の意図によるものかどうかにかかわらず、当該公認心理師が要支援者に対して、主治の医師の治療方針とは異なる支援行為を行うこと等によって、結果として要支援者の状況に密着した支援を行うことが必要であることと、要支援者に主治の医師がある場合に、その治療方針と公認心理師の支援行為の内容との齟齬を避けることにあります。上記趣旨を鑑みると、いざいざ意見のとおりに対応することは困難であると考えております。	